

円滑な事業執行に向けた取り組み【主な項目】

〈入札契約〉	◇<u>企業実績評価型の試行の積極的活用</u>（<u>技術者と企業の評価点見直し</u>） P2 ◇チャレンジ型（<u>I・II型</u>、<u>電気通信</u>、<u>機械</u>、<u>営繕</u>）一括審査方式の積極的活用 P4 ◇<u>維持工事等の実績評価</u> P30 ◇<u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた柔軟な対応</u>〔NEW〕 P11 ◇総合評価落札方式の適切な運用等 （技術者の実績等の要件緩和（技術者の実績等の要件を求めないことを含む）等） ◇不調の発生による未契約案件について不調随契を活用 ◇地域の実情に応じて、適切な規模・内容で発注 ・地域要件の緩和、発注ロットの拡大、河川事業と道路事業の組み合わせ発注等
〈設計積算〉	◇応急復旧工事に限らず、見積を積極的に活用（当初） P14 ◇<u>資機材単価の事前公表</u>（<u>特調に加え見積もりも</u>） ◇<u>見積もりによる適切な設計変更</u> （<u>ブロック工不足地域の間知ブロック張工等</u>、<u>交通集中が見られる地域の安全費等</u> P15 <u>新型コロナウイルス感染拡大防止に要する費用</u>〔NEW〕） P17 ◇適正な工期設定 ・実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の原則活用、拡大 （<u>余裕期間：6ヶ月へ拡大</u>、<u>任意着手方式・フレックス方式の積極活用</u>） P20 ・1班体制での工期設定を基本とし余裕期間活用による前倒し発注 ◇<u>時間的制約を受ける積算方式の見直し</u>（<u>山間地等における移動時間を考慮</u>） P18 ◇<u>施工条件明示の徹底</u>（<u>手引き（案）の策定</u>） P21 ◇<u>交通誘導警備員（B）の条件緩和</u> P30 ◇<u>労働者や資機材の厳しい確保状況等を踏まえた適切な設計・施工への見直し</u> P16
〈施工段階〉	◇<u>監理技術者の途中交代の緩和</u>（<u>工事目的物の施工完了時点での交代可能</u>） P23 <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する対応</u>〔NEW〕 P24 ◇<u>検査時の書類の簡素化の積極的活用</u>（<u>工事品質に関わる資料を中心に10種類程度に厳選</u>） P25 ◇<u>遠隔臨場への取り組み</u>（<u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する対応</u>）〔NEW〕 P26 ◇<u>テクリス・コリンズの登録</u>（<u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する対応</u>）〔NEW〕 P27 ◇<u>成績評定における取組</u> （<u>維持修繕工事の評価項目を追加</u>、<u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対する対応</u>）〔NEW〕 P28

【背景】

- 現在試行中である企業実績評価型の技術者と企業の配点は、20点：20点と設定されているが、監理（主任）技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業へのプライオリティを高める観点から企業評価をより重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

- 本試行は、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和することを目的として、現行の工事の配点を見直し、企業配点を高く設定するものである。

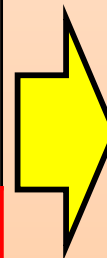
通常工事：配置予定技術者の能力等	20点	⇒	本試行：10点	【工事成績を求めない】
企業の能力等	14点	⇒	本試行：22点	
地域貢献等	6点	⇒	本試行：8点	【災害協定実績は必須】

- 対象工事：分任官工事のうち、災害本復旧工事、施工環境が厳しい工事、高度な技術を要する工事、機械経の大きい工事等、企業の組織力、機動力、技術力が求められる工事としているが、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事についても、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、適切に実施することとする。
- 適応時期：令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する工事から適用することを基本とする。

企業実績評価型見直し概要(2/2)【入札契約】

【現行と見直し概要】

施工能力評価型 【Ⅰ・Ⅱ型】		企業実績評価型 【従来試行】				企業実績評価型 【見直し】			
技術者の能力 最大 20点	工事实績 5点	技術者の能力 最大 20点	工事实績 5点	技術者評価点 (20点)		技術者の能力 最大 10点	工事实績 5点	技術者評価点 (10点)	
	工事成績 10点		表彰 3点						
			資格1点						
			OP 1点						
	表彰 3点		表彰 3点			企業の能力等 最大 22点	工事实績 4点	企業評価点 (30点)	
	資格1点		資格1点				工事成績 6点		
OP 1点	OP 1点	表彰2点							
企業の能力等 最大 14点	工事实績 2点	企業の能力等 最大 14点	工事实績 3点	企業評価点 (20点)			手持ち 4点		
	工事成績 4点		工事成績 5点				働き方改革 3点		
	表彰1点		表彰1点				OP 3点		
	手持ち 5点		手持ち 3点			地域貢献等 最大8点	災害協定実績 【必須】 4点		
OP 2点	OP 2点	OP 4点							
地域貢献等 最大6点	OP 6点	地域貢献等 最大6点	OP 6点						



技術提案チャレンジ型(Ⅰ型・Ⅱ型)(1/2)【入札契約】

技術提案チャレンジ型の概要

- 現行の総合評価制度は、過去の実績評価のウエイトが大きいため実績が少ない者の受注機会が制約される。
- 本試行は、地域を支える建設業者の受注機会拡大のため、企業や技術者の過去の実績を求めず、提案された施工計画を主な評価とし、受注機会のチャンスを拡大する試行工事である。

【評価基準（施工能力評価型との比較）】

施工能力評価型

分類		評価項目	配点	
施工計画			-	-
配置 予定技術者の 能力等	必須	工事实績	5.0	20
		工事成績	10.0	
		表彰(優秀技術者)	3.0	
		配置予定技術者の資格	1.0	
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	1.0	
		指定する工事の施工実績	1.0	
		発注者の指定する資格保有技術者	1.0	
		その他	1.0	
企業の 能力等	必須	工事实績	2.0	14
		工事成績	4.0	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0	
		工事の手持ち状況	3.0	
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2.0	
	オプション項目	働き方改革	2.0	
		ICTの活用	2.0	
		下請け予定業者の表彰実績	1.0	
		〇〇工事の実績	1.0	
		新技術の活用	1.0	
		情報化施工技術の活用	1.0	
		ISOの認証取得状況	1.0	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	
		建設業労働災害防止協会加入	1.0	
		建設業退職金共済制度加入	1.0	
		その他評価すべき項目	1.0	
地域 貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2.0	6
		維持工事等の実績	2.0	
		近隣地域内工事の実績	2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	
合 計			40	

技術提案チャレンジ型

分類		評価項目	配点	
施工計画			20.0	20
配置 予定 技術 者の 能力 等	必須	工事实績	—	—
		工事成績	—	
		表彰(優秀技術者)	—	
		配置予定技術者の資格	—	
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	—	
		指定する工事の施工実績	—	
		発注者の指定する資格保有技術者	—	
		その他	—	
企業 の 能力 等	必須	工事实績	—	6
		工事成績	—	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	—	
		受注(契約)実績	4.0	
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	—	
		働き方改革	—	
	オプション項目	ICTの活用	2.0	
		下請け予定業者の表彰実績	—	
		〇〇工事の実績	—	
		新技術の活用	1.0	
		情報化施工技術の活用	—	
		ISOの認証取得状況	1.0	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	
		建設業労働災害防止協会加入	1.0	
		建設業退職金共済制度加入	1.0	
		その他評価すべき項目	—	
地域 貢 献 等	オプション項目	災害協定の締結	2.0	4
		維持工事等の実績	2.0	
		近隣地域内工事の実績	2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	
合 計			30	

※P5参照

【Ⅰ型・Ⅱ型の評価表】

●本試行工事については、当該年度の受注状況を考慮したⅠ型（当該年度の受注（契約）実績の件数を評価）と新規参入企業の更なる受注機会拡大等を目的とするⅡ型（過去の受注（契約）実績を評価）の2つのタイプにて実施。

Ⅰ型

評価項目の満点に対しての評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%

評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注(契約)実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における当該年度の受注(契約)実績に応じて加点する。	5段階	0件 :A(4点) 1件 :B(3点) 2件 :C(2点) 3件 :D(1点) 4件以上:E(0点)	4.0

Ⅱ型

評価項目の満点に対しての評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%

評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注(契約)実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における過去の受注(契約)実績に応じて加点する。	5段階	・過去5ヵ年度及び当該年度の実績なし:A(4点) ・過去4ヵ年度及び当該年度の実績なし:B(3点) ・過去3ヵ年度及び当該年度の実績なし:C(2点) ・過去2ヵ年度及び当該年度の実績なし:D(1点) ・過去2ヵ年度及び当該年度の実績あり:E(0点)	4.0

評価の例(Ⅱ型) ※令和2年度の場合

実績無し

H26年度以前	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度(当該年度)	評価
実績有り							A(4点)
	実績有り						B(3点)
		実績有り					C(2点)
			実績有り				D(1点)
				実績有り			E(0点)
					実績有り		
						実績有り	

電気通信チャレンジ型【入札契約】

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

- ・ 受変電・発動発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加。（市発注の庁舎等の受変電・発動発電機工事）（**参入促進型**）
- ・ 地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている
- ・ 成績評定での加点は行わず、**施工実績で加点**

施工能力評価型 [電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

分類		評価項目		配点	
施工計画					
配置予定技術者の能力等	必須項目	工事実績	5.0	20	
		工事成績	10.0		
		表彰(優秀技術者)	3.0		
		配置予定技術者の資格	1.0		
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	1.0		
		指定する工事の施工実績	1.0		
		発注者の指定する資格保有技術者	1.0		
		その他	1.0		
企業的能力等					
必須項目	工事実績	2.0	14		
	工事成績	4.0			
	表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0			
	工事の手持ち状況	5.0			
	配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2.0			
	下請け予定業者の表彰実績	1.0			
	〇〇工事の実績	1.0			
	新技術の活用	1.0			
	情報化施工技術の活用	1.0			
	ISOの認証取得状況	1.0			
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0			
	建設業労働災害防止協会加入	1.0			
	建設業退職金共済制度加入	1.0			
	その他評価すべき項目	1.0			
地域貢献等					
オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2.0	6		
	維持工事等の実績	2.0			
	近隣地域内工事の実績	2.0			
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0			
	継続的な営業に基づく信頼度	2.0			
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0			
	専門工種の施工機械自社保有状況	2.0			
	合 計				

分類		評価項目		配点	
施工計画					
配置予定技術者の能力等	必須項目	工事実績	20.0	20	
		工事成績	-		
		表彰(優秀技術者)	-		
		配置予定技術者の資格	-		
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	-		
		指定する工事の施工実績	-		
		発注者の指定する資格保有技術者	-		
		その他	-		
企業的能力等					
必須項目	工事実績	14.0	14		
	工事成績	-			
	表彰、工事成績優秀企業の認定	-			
	工事の手持ち状況	-			
	配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-			
	下請け予定業者の表彰実績	-			
	〇〇工事の実績	-			
	新技術の活用	-			
	情報化施工技術の活用	-			
	ISOの認証取得状況	-			
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-			
	建設業労働災害防止協会加入	-			
	建設業退職金共済制度加入	-			
	その他評価すべき項目	-			
地域貢献等					
オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2.0	6		
	維持工事等の実績	2.0			
	近隣地域内工事の実績	2.0			
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0			
	継続的な営業に基づく信頼度	2.0			
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0			
	専門工種の施工機械自社保有状況	2.0			
	合 計				

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

- ・ 建設業法における電気通信工事の資格を持った技術者に対して監理（主任）技術者としての経験を積ませることを目的に試行（**担い手確保型**）
- ・ 配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない
- ・ 総合評価において、技術者の能力等は求めずに、**企業の施工能力と施工計画のみで評価**

施工能力評価型 [電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

分類		評価項目		配点	
施工計画					
配置予定技術者の能力等	必須項目	シミュレーション	工事実績	5.0	20
			工事成績	10.0	
			表彰(優秀技術者)	3.0	
			配置予定技術者の資格	1.0	
			継続教育(CPD)の状況	1.0	
			指定する工事の施工実績	1.0	
			発注者の指定する資格保有技術者	1.0	
			その他	1.0	
企業の能力等	必須項目	シミュレーション	工事実績	2.0	14
			工事成績	4.0	
			表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0	
			工事の手持ち状況	5.0	
			配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2.0	
	オプション項目	シミュレーション	下請け予定業者の表彰実績	1.0	
			〇〇工事の実績	1.0	
			新技術の活用	1.0	
			情報化施工技術の活用	1.0	
			ISOの認証取得状況	1.0	
			建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	
			建設業労働災害防止協会加入	1.0	
			建設業退職金共済制度加入	1.0	
			その他評価すべき項目	1.0	
地域貢献等	オプション項目	シミュレーション	災害協定に基づく活動実績	2.0	6
			維持工事等の実績	2.0	
			近隣地域内工事の実績	2.0	
			継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	
			継続的な営業に基づく信頼度	2.0	
			工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	
			専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	
合 計				40	

分類		評価項目		配点	
施工計画				○	○
配置予定技術者の能力等	必須項目	シミュレーション	工事実績	-	-
			工事成績	-	
			表彰(優秀技術者)	-	
			配置予定技術者の資格	-	
			継続教育(CPD)の状況	-	
			指定する工事の施工実績	-	
			発注者の指定する資格保有技術者	-	
			その他	-	
企業の能力等	必須項目	シミュレーション	工事実績	5.0	14
			工事成績	9.0	
			表彰、工事成績優秀企業の認定	-	
			工事の手持ち状況	-	
			配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-	
	オプション項目	シミュレーション	下請け予定業者の表彰実績	-	
			〇〇工事の実績	-	
			新技術の活用	-	
			情報化施工技術の活用	-	
			ISOの認証取得状況	-	
			建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-	
			建設業労働災害防止協会加入	-	
			建設業退職金共済制度加入	-	
			その他評価すべき項目	-	
地域貢献等	オプション項目	シミュレーション	災害協定に基づく活動実績	2.0	6
			維持工事等の実績	2.0	
			近隣地域内工事の実績	2.0	
			継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	
			継続的な営業に基づく信頼度	2.0	
			工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	
			専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	
合 計				20	

【電気通信チャレンジ型(担い手確保型)】(通信設備工事)					
分類		評価項目	配点		
施工計画			○	○	
の能力等	配置予定技術者の能力等	必須項目 オプション	工事実績	-	-
			工事成績	-	
			表彰(優秀技術者)	-	
			配置予定技術者の資格	-	
			継続教育(CPD)の状況	-	
			指定する工事の施工実績	-	
			発注者の指定する資格保有技術者	-	
			その他	-	
企業の能力等	企業の能力等	必須項目	工事実績	5.0	14
			工事成績	9.0	
			表彰、工事成績優秀企業の認定	-	
			工事の手持ち状況	-	
		オプション項目	配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-	
			下請け予定業者の表彰実績	-	
			〇〇工事の実績	-	
			新技術の活用	-	
			情報化施工技術の活用	-	
			ISOの認証取得状況	-	
			建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-	
			建設業労働災害防止協会加入	-	
			建設業退職金共済制度加入	-	
			その他評価すべき項目	-	
地域貢献等	地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2.0	6
			維持工事等の実績	2.0	
			近隣地域内工事の実績	2.0	
			継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	
			継続的な営業に基づく信頼度	2.0	
			工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	
			専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	
合 計			20		

機械チャレンジ型（1／2）【入札契約】

【背景】

- 現在、施工能力評価型（Ⅰ型、Ⅱ型）の技術者と企業の配点は、20点：20点と設定されているが、監理（主任）技術者の不足による入札不調対策及び技術者の担い手確保の観点から企業評価を重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模・地域の実情等に応じて、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

- 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、現行の工事の配点を見直し、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。

通常工事：配置予定技術者の能力等	20点	⇒	本試行： 0点	【技術者の能力を求めない】
企業的能力等	14点	⇒	本試行： 14点	
地域貢献等	6点	⇒	本試行： 26点	【修繕工事、点検業務の実績を評価】

- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、新設・更新の機械設備工事、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することが出来るものとする。
- 適応時期：令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する工事から適用

【現行と試行の概要】

施工能力評価型 【Ⅰ・Ⅱ型】			機械チャレンジ型 【試行】		
技術者の能力 最大 20点	工事实績	技術者評価点 (20点)	企業の能力等 最大 14点	工事实績 2点	企業評価点 (40点)
	工事成績			工事成績 4点	
	表彰			表彰1点	
	手持ち			手持ち 5点	
	OP			OP 2点	
	資格1点 OP 1点			OP	
企業の能力等 最大 14点	工事实績 2点	企業評価点 (20点)	地域貢献等 最大26点	26点	
	工事成績 4点				
	表彰1点				
	手持ち 5点				
	OP 2点				
	OP				
地域貢献等 最大6点	OP 6点				



営繕チャレンジ型(1/2)【入札契約】

【背景】

- ・ 営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1～2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。
- ・ そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。
- ・ また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。
- ・ 以上を踏まえて、新たに「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

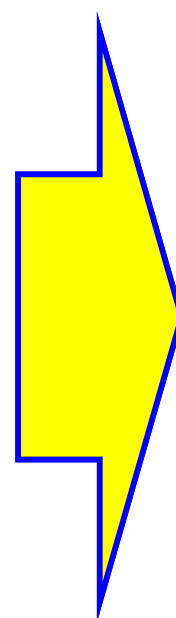
【内容】

- ・ 配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配置し易くする。
- ・ 企業の能力評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、直轄工事等の実績の無い者でも入札参加し易くする。
- ・ 直近の直轄工事实績がないほど評価点が高くなるような評価項目を追加し、新規参入や直轄工事实績の少ない企業の入札参加意欲を促す。
- ・ 令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する営繕工事のうち工事の規模や内容、受注状況、地域の実情等を踏まえて、円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事に適用。

営繕チャレンジ型(2/2)【入札契約】

【現行と試行の概要】

	評価項目	施工能力評価型 【Ⅱ型】配点	
配置 予定 技術者 の 能力等	工事実績	5.0	20
	工事成績	10.0	
	表彰(優秀技術者)	3.0	
	配置予定技術者の資格 (資格取得後の経験年数)	1.0	
	オプション項目 (継続教育(CPD)の状況)	1.0	
企 業 の 能 力 等	工事実績	2.0	14
	受注(契約)実績 (直近の直轄工事実績がないほど加点)		
	工事成績	4.0	
	表彰	1.0	
	登録基幹技能者等の配置	2.0	
	オプション項目 (労災共、建退共への加入 等)	5.0	
地域貢献等 (オプション項目)		6.0	6
合 計		40	



営繕チャレンジ型 【試行】配点	
	0
10.0	18
4.0	
1.0	
3.0	
12.0	12
30	

※技術提案チャレンジ型
(Ⅱ型)の配点を参照。

- 合計点：30点とする
- 配置予定技術者の能力等の評価を行わない
- 企業の能力等と地域貢献等の配点比率を3：2とする
- 受注(契約)実績を評価項目に追加



新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた柔軟な対応(1/3)【入札契約】

【競争参加資格確認申請及び資料等の提出期限の延長】

下表の標準的日数の範囲の中で、できる限り日数を確保する。

工事

施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

調整時期	標準的日数
入札説明書の交付 ～競争参加確認資料等の提出期限	10日～25日
競争参加確認資料等の提出期限 ～競争参加資格の確認・通知	10日～20日

業務

簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）

調整時期	型	標準的日数
公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易型	10日
	標準型	10日
指名・非指名の通知 ～技術提案書の提出期限	簡易型	10日～20日
	標準型	15日～25日

業務

簡易公募型・標準プロポーザル方式

調整時期	型	標準的日数
公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易公募型 プロポーザル	10日
	標準プロポーザル	10日
選定・非選定の通知(簡易公募型) 提出要請書の送付(標準プロポーザル) ～技術提案書の提出期限	簡易公募型 プロポーザル	15日～25日
	標準プロポーザル	10日～20日

業務

価格競争入札方式

調整時期	型	標準的日数
公示文の掲載/説明書の交付開始 ～参加表明書の提出期限	簡易公募型	10日
	指名	10日

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた柔軟な対応(2/3)【入札契約】

【新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う一時中止措置等を行ったことにより
完成しない工事等についての取り扱い】



工事

今回の一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できることとする。但し、工事実績として申請時には、申請時点で最終のコリンズの工事カルテの写し及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を提出させること。

業務

今回の一時中止措置等を行ったものに限り、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。
但し、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を提出させること。
また、当該業務のうち、完成予定が令和2年3月末迄であったものに限り、令和2年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。

【施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）の「継続教育（CPD）の状況」オプション項目について】

工事

継続教育（CPD）の単位を各団体推奨単位以上取得

（証明日がH31年4月1日から技術資料等提出期限以内であること。単位取得証明期間は、H31年4月1日から技術資料等提出期限内の日付が含まれていること。）

（現行）

（証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。）

【提出資料の簡素化】



工事

施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施行上の性能等が確保されることが確認できる工事であって、予定価格が3億円未満（分任官特例を適用する場合はその範囲）の工事については、施工能力評価型Ⅱ型(※1)を積極的に活用する。

※1：企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

業務

令和2年4月15日付け事務連絡「業務発注における「プロポーザル方式等における技術提案簡素化型」の試行(※2)について」のとおり、適用可能な業務については積極的に活用する。

※2：プロポーザル方式、総合評価落札方式（簡易型・標準型）を対象として、技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数制限を設ける試行業務である。

【ヒアリングについて】

業務

ヒアリングは実施することを前提として公示し、選定・非選定の通知時点で実施の可否を判断するものとする。ヒアリングを実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。

資機材単価の事前公表【設計積算】

■資機材単価の事前公表

○特別調査による資機材単価

- ・入札契約手続きにおいて「不調・不落」の発生要因となり得ることが懸念される資機材（主たる資機材）等は、引続き単価の事前公表を実施

○見積の徴収等により設定した材料単価

- ・当面の措置として、特別調査の場合と同様に単価の事前公表を実施

適切な設計変更【設計積算】

■ 厳しい施工条件を踏まえ、以下を対象に見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

<設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工（伐木除根工）
- ・砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- ・電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

<設計変更の対象とする間接工事費>

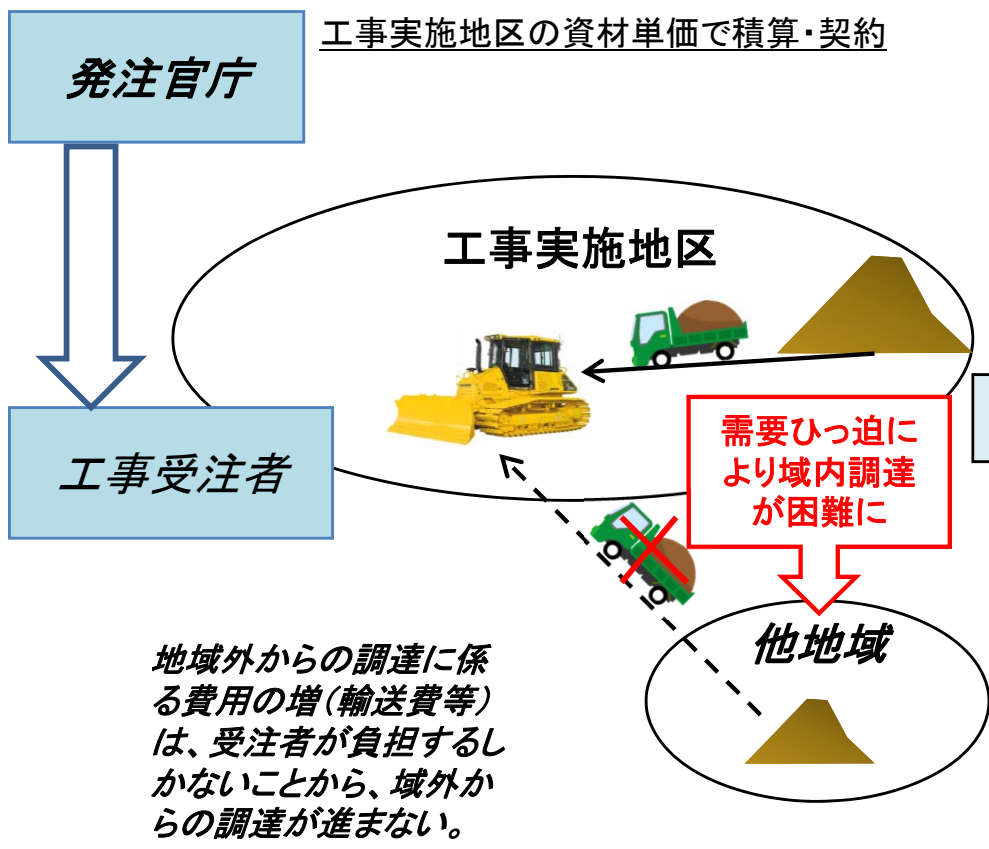
- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 - 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費（資機材置き場の確保が困難な工事等）
- ・安全費（交通集中が見られる地域等）

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない

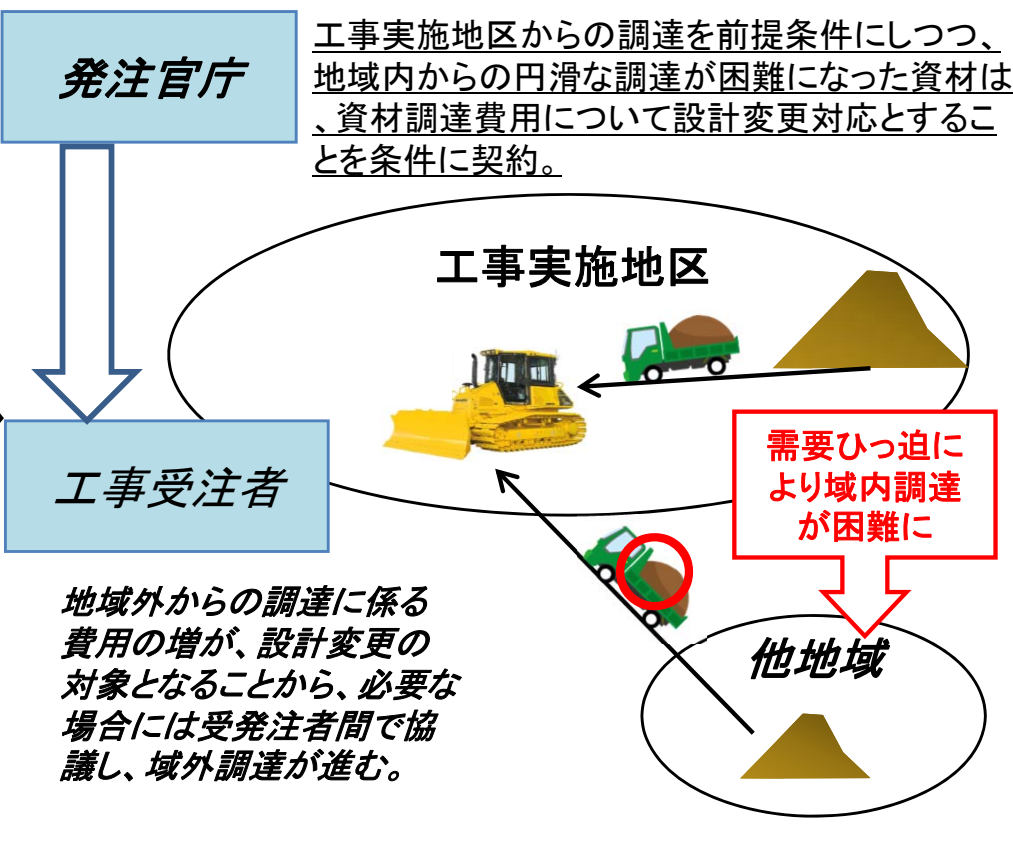
建設資材の遠隔地からの調達【設計積算】

- 急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

現 状



対 策



適切な設計変更【新型コロナウイルス感染拡大防止】

■追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合、必要と認められる対策については設計変更により費用を計上。

NEW

(費用の例) ※必要と認められる対策は現場毎に受発注者間で協議

<共通仮設費>

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費



※上記例のほかにも、必要と認められる対策については設計変更可能

※ただし、感染拡大防止に要する費用は、現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外

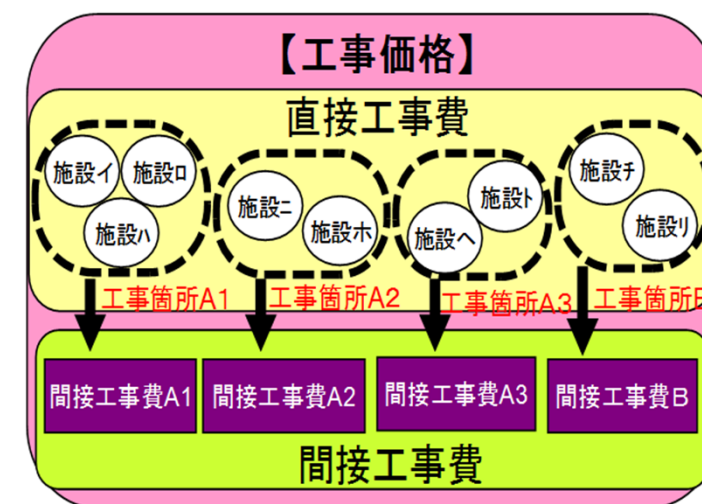
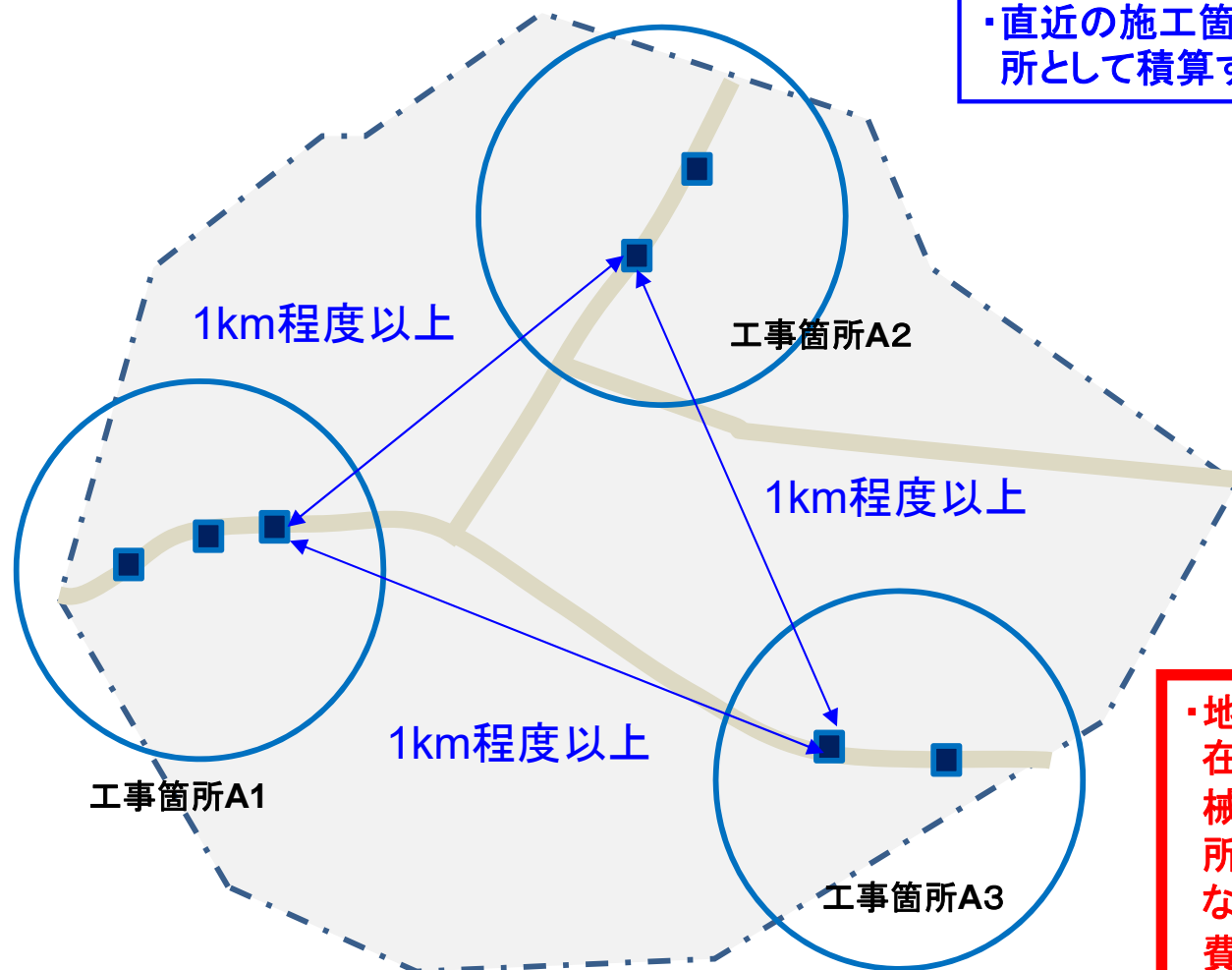
※費用の計上においては、領収証や請求書等により実際に要した費用を確認

施工箇所点在型積算【設計積算】

【施工箇所点在の積算】

○施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離があるため、施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を越えて点在する場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。

・直近の施工箇所が1km程度以上離れている場合は、別箇所として積算する。



・地域における交通環境を十分に考慮した際に、点在箇所の間隔が1km程度に満たなくとも、建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所で発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する。

時間的制約を受ける積算方法の見直し【設計積算】

土木工事において、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間（8時間）を確保することができない場合の積算方法として、労務費の補正を行う。

時間的制約を受ける積算のイメージ

（昼間施工で時間的制約を受ける場合の例）



時間的制約条件

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を行う場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

**砂防工事等の
山間部の工事
を想定して、
要件を追加**

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- ⑤ 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

①～④の時間帯を避けた施工を行う場合又は⑤の制約を受ける場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合※1	1.06
時間的制約を著しく受ける場合※2	1.14

※1：作業時間が、7時間/日を超え7.5時間/日以下

※2：作業時間が、4時間/日以上、7時間/日以下

$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= \text{基準額} \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times \mathbf{1.14} \end{aligned}$$

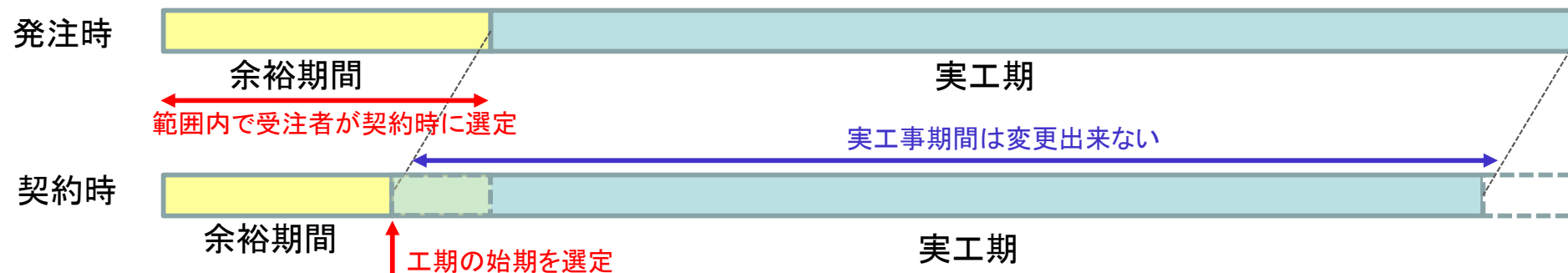
※ 直接工事費約1億円の砂防・地すべり工事で時間的制約を著しく受ける場合は、工事価格 約200万円（約1.3%）増

余裕期間の設定【設計積算】

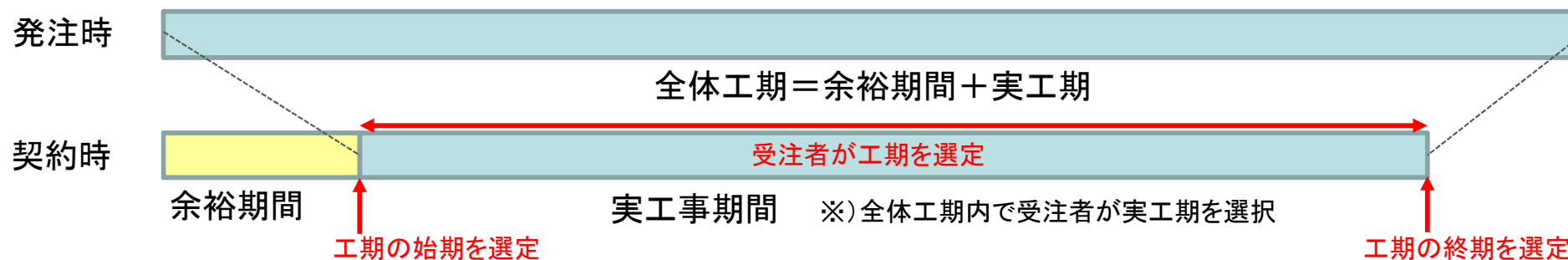
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 6か月を超えない範囲

2. 技術者の配置:

(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

(2) 実工期・実工事期間 : 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

施工条件明示の徹底【設計積算】

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- 適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引（案）」を作成し、令和元年11月25日に事務所に通知。

具体的な明示例

用地関連（借地に関する条件の明示）

⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。

支障物件関連（移設完了時期の明示）

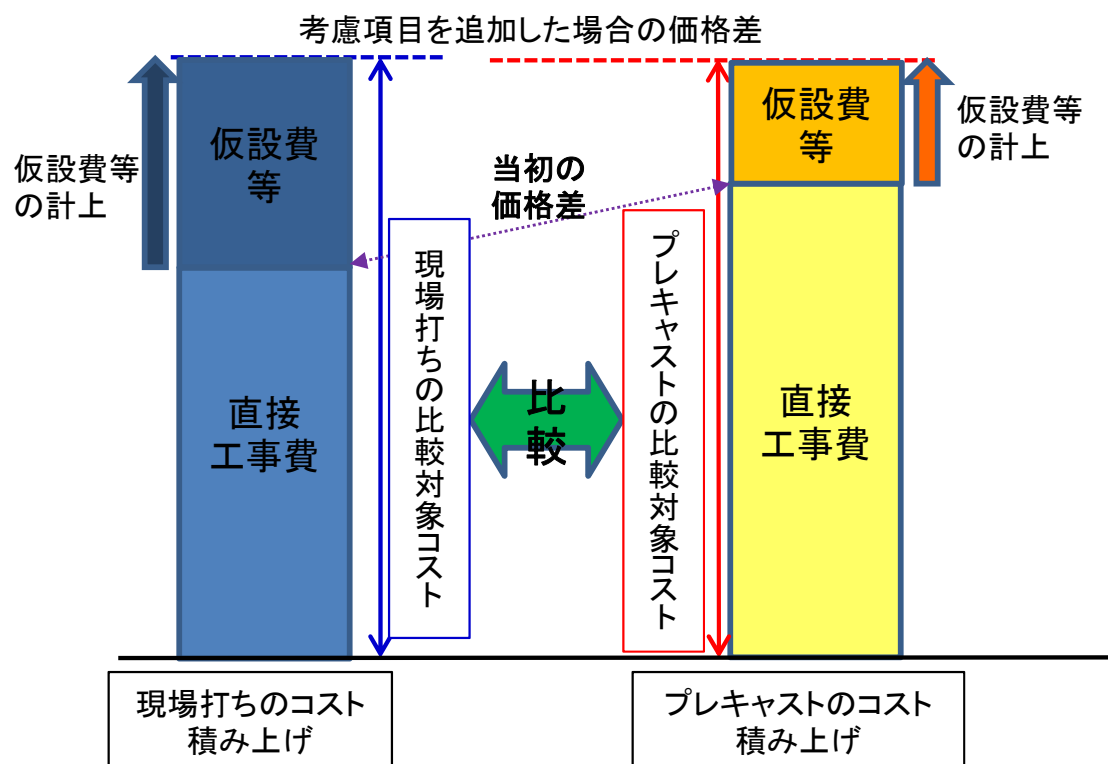
⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○（電気・電話・ガス・水道等）があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。

適切な設計・施工への見直し【設計積算】

- 直接工事費だけでなく、工期短縮効果などの効果も含めて技術・工法を評価できるよう、仮設費用等も考慮してコスト比較を実施し、採用を検討する。

【考慮すべき項目】

- 直接工事費
- 仮設費用(土留め工等損料、冬期施工時の雪寒仮囲い、水替え費)
- 交通規制費用(交通誘導警備員)
- 土砂等処分費用、等



【検討例】



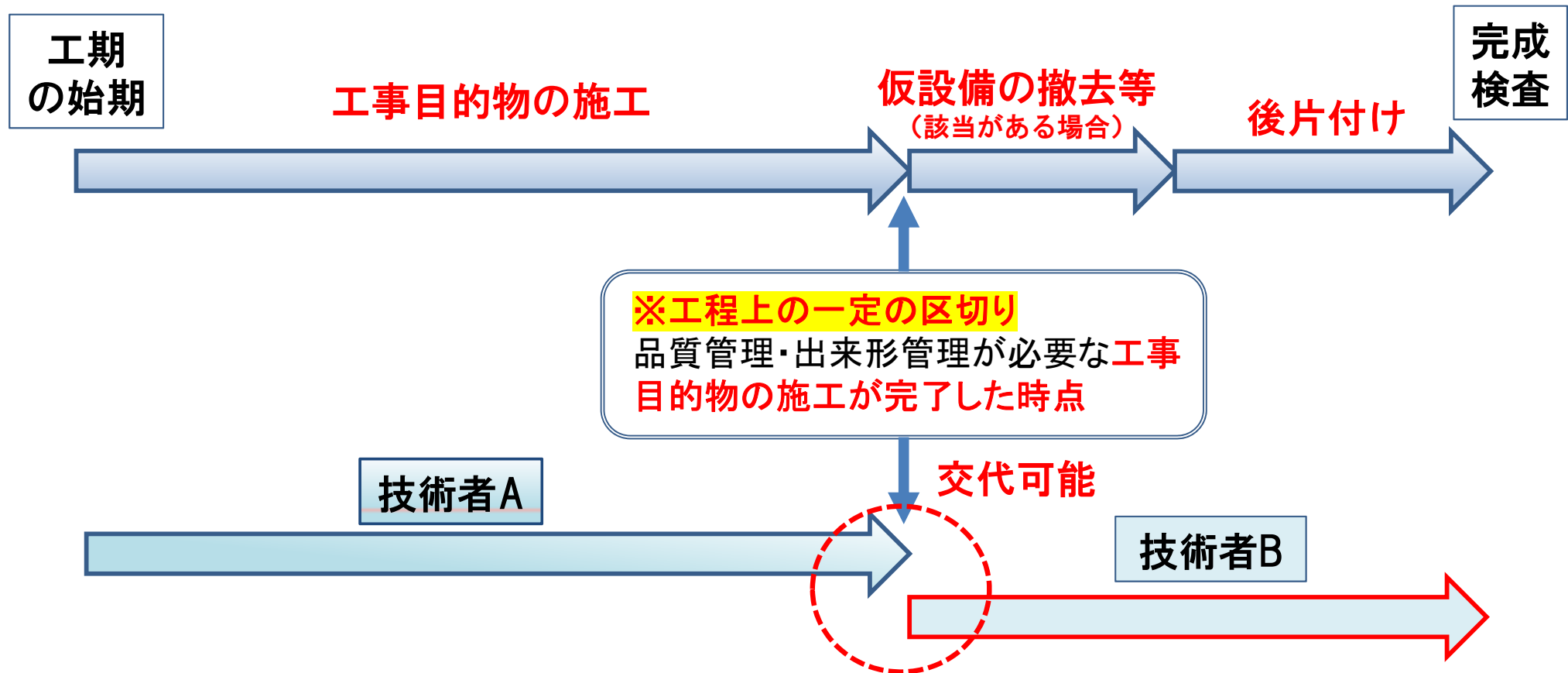
現場打ち	プレキャスト
940千円/m	1,400千円/m

+仮設費用
交通規制費
冬季施工時の雪寒仮囲い費など

現場打ち	プレキャスト
1,672千円/m	1,747千円/m

配置予定技術者の途中交代【施工段階】

九州地方整備局では、「**監理技術者等の途中交代可能な新たなルール**」を策定



交代後の配置技術者(B)の資格要件

当該工事の入札契約手続きにおける**競争参加資格を満足する者**であれば途中交代が可能。
(交代前の技術者(Aさん)と同等以上である必要はない)

配置予定技術者の途中交代【施工段階】

 NEW

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」に対する対応

○特記仕様書に④を追加して、交代が可能であることを明確化。

配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、または退職等、真にやむを得ない場合のほか、**下記に該当する場合**である。

- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- ③一つの契約工期が多年に及ぶ場合。

④新型コロナ感染症対策による**学校等の臨時休業に伴う育児**、**新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合等**、**新型コロナウイルスに関連した理由**により配置技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合。（追加）

検査時の書類の簡素化【施工段階】

「検査書類限定型モデル工事」を全面的に適用

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

検査書類限定型モデル工事とは？

- 資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び受注者における**説明用資料等の書類削減**を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

技術検査官の検査時の書類を **41種類 → 10種類** に削減

遠隔臨場への取り組み【施工段階】

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」に対する対応

NEW

○当面の間、すべての工事を遠隔臨場の試行工事(発注者指定型)とする。

試行工事(発注者指定型)とは？

- ・契約後、受注者から試行可能の回答が得られた場合において試行を実施。
- ・試行にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・試行を実施しなくてもペナルティはなし。

国土交通省 HPに掲載

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
(案)

令和2年3月

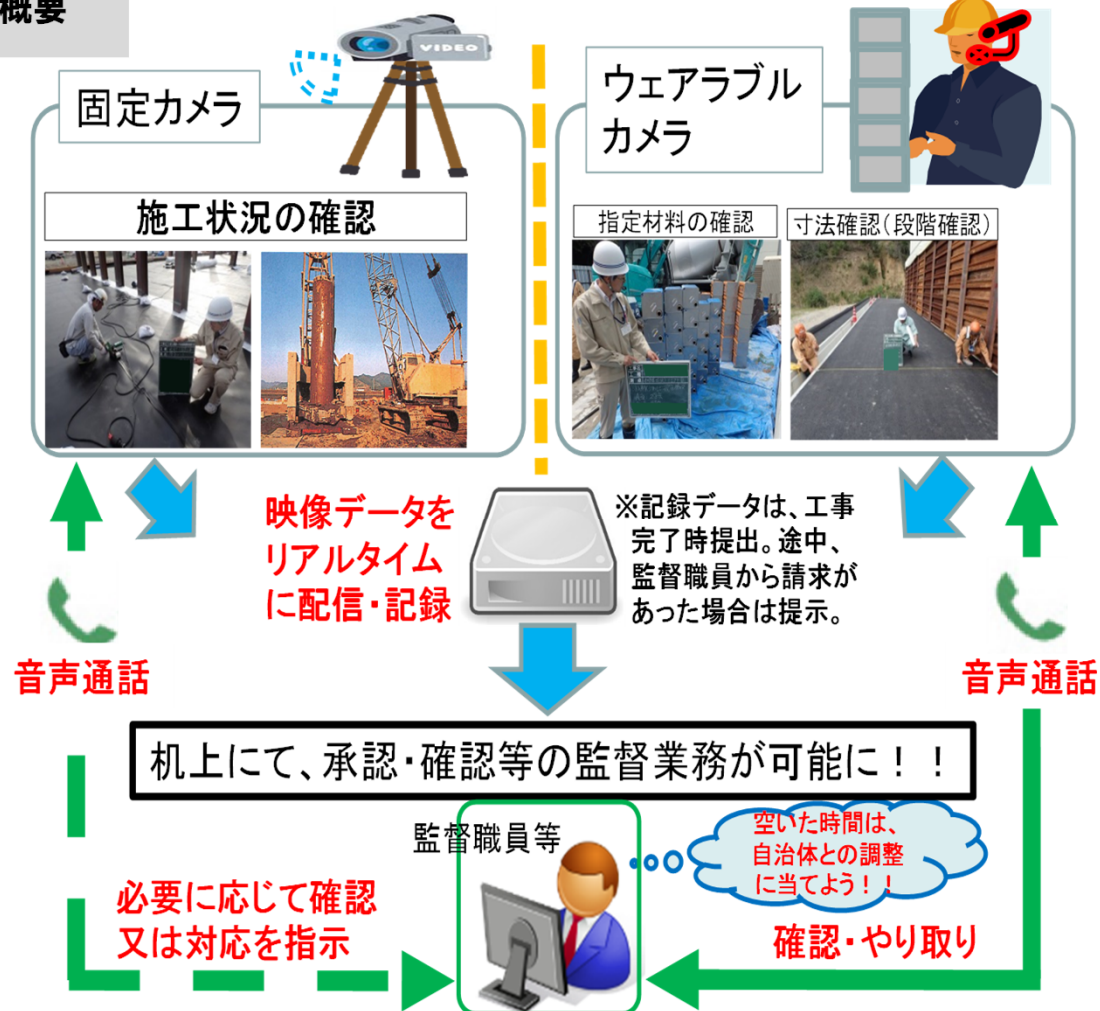
国土交通省 大臣官房技術調査課

建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領
(案)

令和2年3月

国土交通省 大臣官房技術調査課

概要



「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」に対する対応

 NEW

○テクリス、コリンズの登録は、受注時は契約後から、変更時は変更があった日から、完成時は完成後から、それぞれ土、日、祝日を除く10日（工事）もしくは15日（業務）以内に登録することとなっているが、受注者からコロナウイルス感染防止対策のためやむを得ず発注者への提出（確認）が遅れ、提出期限の延長を求める旨連絡があった場合は、承諾する。

- 工事種別が維持修繕である工事等の実施については、総括技術評価官の4. 工事特性において、評価対象とするよう見直した

現行

Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応

- 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
- 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
- 13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
- 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
- 15. その他



改正案

Ⅲ 厳しい自然・地盤条件等への対応

- 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
- 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事
- 13. 被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事
- 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
- 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事
- 16. その他

具体的な施工条件等への対応事例に、
「15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の
手間がかかる工事」を追加

工事特性 4点 × 0.2 = 0.8点

⇒ 改正後 **1点の加点**

※ 評定点合計は四捨五入により整数とすることから、1点の加点となる

NEW

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」に対する対応

- ・新型コロナウイルスの感染防止対策として関係者を集めて協議会や訓練（以下、訓練等）を実施することが適正でないと判断される場合は、協議会等の実施時期の調整や参加者を分割して協議会等を実施した場合等においても成績評点で評価する。

例）複数の少人数のグループに分けて、1ヶ月の間に複数回実施した場合。
実施すべき月に実施困難であったため、翌月に2回実施した場合。 等

○主任技術評価官の評価対象項目

（審査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 Ⅲ. 安全対策）

- ☐ 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。
- ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。

維持修繕工事の円滑な事業執行に関する取り組み

- 維持修繕工事の不調不落率は、他の工事種別に比べ高い状況。
- 設計積算方法の見直しや交通誘導員(B)の条件緩和、工事評価見直しによる加点等を新たに実施。

設計積算

◇見積活用積算方式の活用

○ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

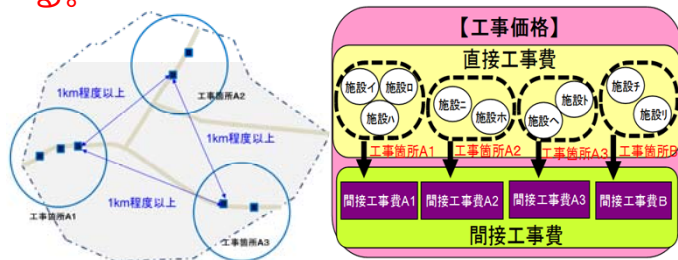
<設計変更の対象>

- ・ 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・運送費等
- ・ 地域外からの労働者確保に要する費用
- ・ 安全費（交通集中が見られる地域等） 等

◇施工箇所点在型積算

○ 施工箇所が点在する工事については、施工箇所が 1 km 程度を越えて点在する場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出。

○ 地域における交通環境を十分に考慮した際に、点在箇所の間隔が 1 km 程度に満たなくとも、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する。



◇交通誘導警備員(B)の条件緩和

○ 交通誘導警備員(B)の定義にある「交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者」の **下記条件を撤廃**。

- ・ ~~警備業法における指定講習を受講した者（削除）~~
- ・ ~~警備業法における基本的な教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上ある者（削除）~~

入札契約

◇維持工事の実績評価

○ 総合評価項目における地域貢献等のオプション項目の「**維持工事等の実績**」について、土木系工事の維持修繕工事を除くすべての工種において **原則、必須項目** とし、維持工事の実績を総合評価で加点評価する。

施工段階

◇維持修繕工事の評価項目を追加

○ 工事種別が維持修繕である工事等の実施については、総括技術評価官の「工事特性」の項目において、評価対象とするよう見直し。

・ 評価項目

- 維持修繕工事等規模比して地元調整等の手間がかかる工事

◇監理技術者の途中交代の緩和

○ 監理技術者の途中交代は、**工事目的物の施工完了時点**で、当該工事の入札手続きにおける **競争参加資格を満足するもの** であれば、可能とする。

